

文書送受	議会との対応
受 領	平成 20 年 5 月 28 日 10 時 分
送 付	平成 20 年 5 月 29 日 10 時 30 分

平成 20 年 5 月 29 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

福島町長 村 田 駿 ⑩

文書質問に対する回答書

福島町議会活性化事項の試行に関する実施要綱に基づき、次のとおり文書質問に対する回答書を提出いたします。

「回答事項 1」 質問事項 1 の①について、身体障害者手帳の申請については、身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に基づき、身体に障害のある者が、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地の市町村を經由して都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することとなっております。

なお、交付までの手続きは、次ようになっております。

- ①身体上に障害のある 18 歳以上の方が町村の窓口 に身体障害者手帳交付申請書を提出する。
 - 身体障害者手帳交付申請書
 - 身体障害者診断書・意見書（医師診断・意見書）
- ②市町村から渡島保健福祉事務所長へ身体障害者手帳の交付申請書を進達する。
- ③渡島保健福祉事務所において審査確認のうえ、手帳の交付が決定される。
- ④決定後に市町村を經由して申請者へ交付される。

質問事項 1 の②について、身体障害者手帳は、視覚障害、聴覚、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内部機能障害で日常生活に制限を受けかつ身体障害者福祉法に定める程度の障害がある方に対し、障害の程度に応じて 1 級（重度）から 6 級（軽度）までの基準で交付されます。

町内の 4 月 1 日現在の身体障害者手帳の交付者は、総数で 372 人となっており、その内訳は、1 級が 97 人、2 級が 83 人、3 級が 61 人、4 級が 72 人、5 級が 29 人、6 級が 30 人となっております。

また、障害別では、肢体不自由者が 233 人、内臓障害 67 人、視覚障害 36 人、聴覚・平衡機能障害 35 人、音声・言語・そしゃく機能障害 1 人となっております。

質問事項 1 の③について、町税等の主な優遇措置などに関しては、次のようなものがあります。

【町民税】

- 特別障害者控除（控除額 30 万円）及び障害者控除（控除額 26 万円）が適用されます。

●配偶者及び扶養親族の同居特別障害者控除（56万円）が適用されます。

【国民健康保険税】

●国民健康保険税に算定において所得に応じて所得割が課税されることから、町民税における障害者控除分が減額されることとなります。

【軽自動車税】

●自動車税及び軽自動車税の減免措置が受けられます。

次に医療費の扱いに関するご質問ですが、障害者手帳を交付されている方が国民健康保険に加入されていても医療費の負担軽減はありませんが、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級、2級及び3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害に限る。）に該当する者は、北海道医療給付事業の重度心身障害者医療給付事業の対象となり、町から受給者証の交付を受けた方は、医療費の助成の対象となります。

具体的な助成内容は、次のようになっております。

○町民税が課税世帯の受給者

・自己負担が1割となります。（月額上限～入院44,400円、外来12,000円）

○町民税が非課税世帯の受給者

・自己負担は初診時の一部負担のみとなります。（医科580円、歯科510円、柔道整復270円）

また、当事業における北海道と市町村の負担割合は、それぞれ2分の1となっております。

質問事項2の①について、聴覚障害者の対象となる身体障害者手帳の昭和45年度以降の取得者は67人となっており、年度別の受給状況は、平成10年度以前は1年に数名程度で推移しておりましたが、平成11年度から徐々に増加傾向に転じ、平成14年度及び平成15年度が各13人とピークとなっております。

なお、問題となっている札幌市の医師による該当者は34件となっており、3月6日の渡島支庁と町担当者による面接調査の結果、現時点で34人のすべての方が手帳を返還しており、現在の聴覚障害者に関する身体障害者手帳の受給者数は、33人となっております。

質問事項2の②について、このようなことから未返還者はない状態です。

質問事項2の③ですが、手帳を返還した場合において、町としては特に再検査を実施する必要がありませんので、再検査は実施しておりません。また、税金などについては、税務課などの関係課と情報の共有化に努め、連携することで対応しております。

質問事項2の④について、町は身体障害者手帳の申請に当たっての進達機関となっており、身体障害者手帳の申請に必要な書類の条件を満たしていれば、渡島支庁へ申請書を事務的に進達することとなります。

なお、平成14年から平成16年にかけて手帳の申請が集中し、平均聴力レベルが105dB（デシベル）（障害程度2級～補聴器でも通常の会話が聴取困難）と均一化していることの内容に疑問を持った当時の担当者は、渡島支庁の担当者へ疑義の可能性のある旨の報告を電話で伝えております。

しかし、当時の状況として、医師の診断書・意見書に不備がなければ交付決定する旨の回答がなされております。

質問事項2の⑤について、聴覚障害者に関する身体障害者手帳の不正受給に関する国及び道の行政指導及び監査等については、質問事項2の④で回答したようなことで現段階においては特にありませんし、また、今後においても身体障害者手帳の交付決定権者は、身体障害者福祉法に定めるように都道府県知事となっており、町に権限が委ねられていないことなどを考えると、道の段階において判断すべき事例と考えます。

なお、問題発覚後に道から市町村窓口における事務取扱に関し、「身体障害者手帳事務の適正化等について」の依頼通知が窓口における対応に関して協力依頼があったところであります。